

第 4 回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和 8 年 8 月 31 日 10 時 00 分～11 時 20 分

出 席 状 況	公益	5 / 5
	労側	4 / 5
	使側	5 / 5

○ 主な審議事項

1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について

2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について

5 その他

○ 審議要旨

1 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について

部会長から、専門部会の審議結果が報告された。

2 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

採決の前に、審議会長から、専門部会で採択された行政機関への要望事項を盛り込み答申することについて確認がなされた。

採決の結果、「岩手県最低賃金時間額 1,031 円を 59 円引き上げ 1,090 円とする（引上げ率 5.72%）」が、賛成 13 人(公 4、労 4（欠席 1）、使 5)の全会一致で議決され、同議決内容が答申された。また、発効日を令和 8 年 12 月 1 日とすることについても全会一致で議決され、答申された。

3 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

現在 6 産業について特定（産業別）最低賃金を定めているところ、4 産業（鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業、百貨店、総合スーパー、自動車小売業）から特定（産業別）最低賃金の改正決定について、1 産業（電子部品・デバイス・電子回路製造業）から特定（産業別）最低賃金の新設決定についてそれぞれ申出書が提出され、全ての申出書が申出要件を満たしていたことから、改正及び新設決定の必要性の有無について諮問された。

4 特別小委員会の設置及び委員の推薦について

特定（産業別）最低賃金の必要性の有無を検討するため、特別小委員会が設置されることとなった。委員の構成等について、事務局より説明された。

5 その他

前回の審議会以降に提出された要請等について、事務局より報告された。

○ その他

傍聴人 6 名。

報道機関 12 社、取材のため審議会を傍聴。